

平成24年度11月補正予算編成過程の公開 (補正予算案の内容)

目 次

1	補正予算案の考え方について	1 頁
2	補正予算要求事業	2
3	使用料・手数料改定等	5

1 補正予算案の考え方について

各局からの要求に対する財政局案の考え方は以下の通りです。

区分	理 由
①	所管局の要求（見積り）通り
②	事業内容、積算内容を精査のうえ計上
③	局現計予算額の範囲内で対応を検討
④	緊急性等の観点から財政局案段階では未計上

※「保留」は財政局案段階では上記の判断を行わず、市長判断に委ねる事項です。

各局からの要求に対する予算案の考え方は以下の通りです。

区分	理 由
①	所管局の要求（見積り）通り
②	事業内容、積算内容を精査のうえ計上
③	局現計予算額の範囲内で対応
④	緊急性等の観点から計上せず

2 補正予算要求事業

(1) 総括表

(単位：百万円)
() 書は一般財源額

区 分	要 求 額	財 政 局 案	予 算 案
総務局	15 (15)	— (—)	— (—)
環境局	— (—)	— (—)	— (—)
教育委員会	2,013 (1)	1,724 (1)	1,724 (1)
合 計	2,028 (16)	1,724 (1)	1,724 (1)

(2) 各局の内訳

(単位：百万円)
() 書は一般財源額

番号	事 項 名	要 求 概 要	要求額	財政局案	考え方
				予算案	
1	(総務局) 議会報告会の開催 (市会事務局)	議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会を開催	2 (2)	— (—)	保留
				— (—)	④
2	(総務局) 市会だよりの例月化 (市会事務局)	議会活動に関する情報を積極的に公開・発信するため、市会だよりの例月化を実施	9 (9)	— (—)	保留
				— (—)	④
3	(総務局) 区役所等における議会広報番組の放送 (市会事務局)	議会活動に関する情報を積極的に公開・発信するため、区役所等における議会広報番組の放送を実施	1 (1)	— (—)	保留
				— (—)	④
4	(総務局) 市会図書室でのインターネット中継の閲覧とDVDの貸出し (市会事務局)	議会活動に関する情報を積極的に公開・発信するため、市会図書室において、インターネット中継の閲覧とDVDの貸出しを実施	3 (3)	— (—)	保留
				— (—)	④
5	(環境局) 可燃・不燃・粗大ごみの収集委託	可燃・不燃・粗大ごみの収集（プラスチック製容器包装収集を含む）の一部を平成25年4月から民間へ委託 債務負担行為 期間 ②⑤～②⑨ 限度額 2,378百万円	— (—)	— (—)	①
				— (—)	①
6	(環境局) 資源（空きびん）の収集委託	名古屋市リサイクル推進公社に委託している空きびんの収集を、平成25年4月から民間へ委託 債務負担行為 期間 ②⑤～②⑨ 限度額 2,328百万円	— (—)	— (—)	①
				— (—)	①

(単位：百万円)
() 書は一般財源額

番号	事 項 名	要 求 概 要	要求額	財政局案	考え方
				予算案	
7	(環境局) 資源（プラスチック製容器包装）の収集委託	名古屋市リサイクル推進公社に委託しているプラスチック製容器包装の収集を、平成25年4月から民間へ委託 債務負担行為 期間 ②⑤～②⑨ 限度額 340百万円	— (—)	— (—)	①
				— (—)	①
8	(環境局) ごみ埋立処分場の整備	地中障害物の撤去に時間を要し、年度内に予定していた工事の完了が見込めないため、繰り越すもの 繰越明許費 184百万円	— (—)	— (—)	①
				— (—)	①
9	(教育委員会) 小・中学校の津波避難ビル指定に向けた整備	港区と南区の津波避難ビル未指定の小・中学校において、指定に必要な屋上フェンス、避難階段等の整備を実施	2,013 (1) うち繰越明許費 2,013	1,724 (1) うち繰越明許費 1,724	②
				1,724 (1) うち繰越明許費 1,724	②
10	(教育委員会) 中学校新設用地の造成	過大規模校となることが見込まれる志段味中学校の分離新設校を、平成27年度に開校させるため、用地の造成を実施 債務負担行為 期間 ②⑤ 限度額 255百万円	— (—)	— (—)	①
				— (—)	①

3 使用料・手数料改定等

(単位：百万円)

番号	事 項 名	概 要	実施 時期	改定 見込額	財政局 案	考え方
					予算案	
1	(健康福祉局) 国民健康保険料	国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料所得割額の算定方式を変更（条例改正予定） 所得割額の算定基礎 住民税額 →基礎控除及び本市独自の所得控除後の総所得金額等（平成25年6月の本算定より） 独自の所得控除の内容 扶養家族 一人につき33万円 障害者本人、寡婦（夫） 92万円 障害者の扶養家族 一人につき53万円 住民税額等を適用要件としている保険料減免制度について所得を基準とする適用要件に置き換え（規則改正予定）	25年4月	—	—	①
					—	①
2	(住宅都市局) 長期優良住宅建築等計画の変更に関する認定申請手数料 (新設)	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者が、その計画を変更するための認定申請手数料を新設（条例改正予定） (現行) 無料 (改定後) 一戸建の住宅 4,000円(25,300円) 共同住宅等 8,000円(59,200円)～ 139,600円(1,845,600円) ()書の金額は条例で定める機関による事前審査なしの場合	25年4月	1 〔平年度 ベース〕	1	①
					1	①

(単位：百万円)

番号	事 項 名	概 要	実施 時期	改定 見込額	財政局 案	考え方
					予算案	
3	(住宅都市局) 低炭素建築物新築等 計画の認定申請手数料 (新設)	都市の低炭素化の促進に関する 法律の制定に伴い、市街化区域 において、低炭素建築物の新築 等をする者が、計画の認定を受 けるための手数料を新設（条例 改正予定） 一戸建の住宅 5,200円(37,100円) 共同住宅等 住戸の部分 5,200円(37,100円)～ 186,100円(636,500円) 共用廊下等の部分 10,300円(118,500円)～ 218,000円(544,200円) 非住宅の部分 10,300円(261,600円)～ 218,000円(979,400円) その他の建築物 10,300円(261,600円)～ 218,000円(979,400円) など ()書の金額は条例で定める 機関による事前審査なしの場 合	24年12月	16 〔平年度〕 〔ベース〕	16	①
					16	①

(各局お問い合わせ先)

担 当 局 室	担 当 課	電 話 番 号
総 務 局	総 務 課	052-972-2104
環 境 局	総 務 課	052-972-2667
健 康 福 祉 局	総 務 課	052-972-2608
住 宅 都 市 局	企 画 経 理 課	052-972-2905
教 育 委 員 会	企 画 経 理 課	052-972-3210